

学用品等給与事業の実施について

1 事業の概要

被災により学用品等を失った児童生徒の学習環境を整えるため、必要となる教科書や教材、文房具、通学用品を現物給与する。

2 対象者

令和7年大船渡市大規模林野火災により住家の全壊（焼）、半壊（焼）による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある児童生徒（令和7年度小学1年生を含む）

3 対象となる学用品等（喪失若しくは損傷したものに限る）

対象品目	内容（例）
①教科書及び正規の教材	ワークブック、辞書、図鑑 など
②文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規 など
通学用品	靴、長靴 など
その他の学用品	運動靴、体育着、カスタネット、笛、ハーモニカ、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具 など

※ 災害救助法では、①教科書及び正規の教材については全て現物給与、②文房具、通学用品等については小学校児童 5,200 円／人、中学校生徒 5,500 円／人が上限となっているが、限度額を超える部分については、市で負担する。

4 支出見込額

560千円

5 スケジュール

令和7年3月14日	相談受付開始 対象となる学用品を学校より聴取
令和7年3月19日	市議会第1回定例会で補正予算議決
令和7年3月20日	市教育委員会から学校を通じて保護者に制度周知
令和7年3月20日 ～令和7年3月25日	保護者が市教育委員会に申請（喪失した学用品等一覧を添付）
令和7年3月31日までに	市教育委員会が学用品等を給与